

保護者 様

新型コロナウイルス感染症罹患後の療養報告について

群馬県立聾学校
校長 近藤 照久

お子さんは、新型コロナウイルス感染症のため、他の人に感染させる恐れのある期間に配慮し、子どもの病状が幼稚部における集団生活に支障がない状態に回復してから登校していただくようお願いします。新型コロナウイルス感染症の登校のめやすは下記のとおりです。

<新型コロナウイルス感染症の登校のめやす>

発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過していること。

回復後、登校再開にあたっては、保護者が「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時感染した場合は、両方の登校のめやすを満たす必要があります。

※以下保護者記入

学校長 様

新型コロナウイルス感染症における療養報告書

組 氏名

1 受 診 (自己検査の場合は 記入不要)	(1) 診 断 日	令和 年 月 日
	(2) 医療機関名	

2 療 養	(1) 発 症 日 (※1) (無症状の場合は検体採取日)	令和 年 月 日
	(2) 症状軽快日 (※2) (無症状の場合は記入不要)	令和 年 月 日
	(3) 登校再開日 (※3)	令和 年 月 日

※1 発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出始めた日。受診した場合には、医師が発症日を特定する。

※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。

※3 登校のめやすは、発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目とし、翌日から数えて5日を経過し、かつ、症状軽快日を0日目として1日を経過していること。

※ 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時に感染した場合は、両方の登校のめやすを満たすこと。
(インフルエンザの登園のめやす：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過していること。)

令和 年 月 日 保護者氏名